

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	仲卸業者の許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第25条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第25条第1項
処分基準	周南市地方卸売市場条例第25条第1項 （仲卸業者の許可の取消し） 第25条 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すものとする。 （1） 前条第3項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき。 （2） 第9条第1項に規定する保証金を預託せず、又は許可を受けた日から1箇月以内に仲卸業務を開始しないとき。 （3） 正当な理由がないのに引き続き1箇月以上休業したとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	過怠金
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第22条
基準規定	周南市漁港管理条例第22条
処分基準	周南市漁港管理条例第22条 （過怠金） 第22条 偽りその他不正の行為により土砂採取料等の徴収を免れた者からは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	入場の制限等の措置
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第70条第2項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第70条第1項
処分基準	周南市地方卸売市場条例第70条第1項 （市場秩序の保持） 第70条 取引参加者及び市場へ入場するものは、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	無許可営業者への退去命令
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第69条第2項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第69条第1項
処分基準	周南市地方卸売市場条例第69条第1項 （無許可営業の禁止） 第69条 事業者がそれぞれの許可又は承認を受けた業務を行う場合並びに事業者以外の者で市長が必要と認める者が営業を行う場合を除くほか、市場内においては物品の販売その他の営業行為をしてはならない。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	改善措置命令
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第67条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第67条
処分基準	周南市地方卸売市場条例第67条 （改善措置命令） 第67条 市長は、市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者等に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	使用許可の取消等の措置命令
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第63条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第63条第1項
処分基準	周南市地方卸売市場条例第63条第1項 （施設使用の附帯条件） 第63条 市長は、市場施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して適当な処置を命じ、又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	関連事業者の許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第35条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第35条
処分基準	周南市地方卸売市場条例第35条（準用） 第35条 第30条及び第31条第1項（第1号及び第4号を除く。）の規定は、関連事業者についてこれを準用する。この場合において、これらの条中「売買参加者」とあるのは「関連事業者」と読み替えるものとする。
不利益処分をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	売買参加者の承認の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第31条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第31条第1項
処分基準	周南市地方卸売市場条例第31条第1項 （売買参加者の承認の取消し等） 第31条 市長は、売買参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は6箇月を超えない範囲内においてその業務を停止することができる。 （1） 第29条第2項の規定に該当することとなったとき。 （2） 第64条に規定する使用料を納付しないとき。 （3） 業務に関し不正な行為があったとき。 （4） 買受代金、保管費用等の支払を怠ったとき。 （5） 市場の業務又は市場内における他人の業務を不当に妨害したとき。 （6） 正当な理由がないのに引き続き1箇月以上休業したとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	せり人の登録の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第21条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第21条第1項
処分基準	周南市地方卸売市場条例第21条第1項 （せり人の登録の取消し） 第21条 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その登録を取り消すとともに登録簿の抹消を行うものとする。 （1） 前条第4項各号のいずれかに該当することとなったとき、又はせり人の業務に必要な知識を有しないと認められたとき。 （2） 卸売業者が当該せり人に係る登録の削除を申請したとき。 （3） せり人がせり売に関して委託者又は買受人と気脈を通じ、不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。 （4） せり人がその職務に関して委託者又は買受人から金品その他の利益を収受したとき。 （5） 前各号に掲げる場合のほか、市場において、せり人として職務に公正を欠く行為があったと認めたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第10条
基準規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第10条
処分基準	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第10条 （罰則） 第10条 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者に対しては、 5万円以下の過料を科する。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	占用料等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第4条第1項
基準規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第4条第2項；別表
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市フィッシャリーナ条例第18条;第19条
基準規定	周南市フィッシャリーナ条例第18条;第19条
処分基準	周南市フィッシャリーナ条例第18条、第19条 （罰則） 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第3条第1項又は第8条の規定に違反した者 (2) 第9条第1項、第10条又は第15条第1項若しくは第2項の規定による市長の命令に違反した者 第19条 詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市フィッシャリーナ条例第9条第1項
基準規定	周南市フィッシャリーナ条例第9条第1項
処分基準	周南市フィッシャリーナ条例第9条第1項 （許可の取消し等） 第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、使用の許可を取り消し、又は使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 許可に付した条件に違反したとき。 (3) 第4条各号のいずれかに該当したとき。 (4) 詐欺その他の不正の手段により許可を受けたとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第20条;第21条
基準規定	周南市漁港管理条例第20条;第21条
処分基準	周南市漁港管理条例第20条、第21条 （過料） 第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。ただし、市長において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 第5条第1項又は第2項の規定に違反した者 (2) 第6条の規定による市長の命令に従わない者 (3) 第7条第3項、第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項又は第12条の規定に違反した者 (4) 第16条又は第17条第1項の規定による市長の命令に違反した者 第21条 詐欺その他の不正の行為により利用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	公益上の必要による許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第17条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	許可の取消し、除去命令等
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第16条
基準規定	周南市漁港管理条例第16条
処分基準	周南市漁港管理条例第16条 （監督処分） 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為を中止し、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずる漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設の設置又は原状の回復を命ずることができる。 (1) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反した者 (2) 第9条第2項又は第10条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けた者
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	土砂採取料等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第14条第1項
基準規定	周南市漁港管理条例第14条第1項;別表第3
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	利用料等の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市漁港管理条例第13条第1項
基準規定	周南市漁港管理条例第13条第1項;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	更生又は施設の設置命令
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第33条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1の2の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	土地の収用・使用の際の補償の命令
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第32条第2項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1の2の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	免許の取消し、物件の除去等の命令
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第32条第1項;第36条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1の2の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	工事施行区域内の工作物除去の命令
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第31条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1の2の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	災害防止に関する義務の命令
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第30条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1の2の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	免許料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第12条第1項
基準規定	公有水面埋立法施行令第16条;第17条
処分基準	上記の法令の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	行政手続法第 1 3 条第 2 項第 4 号
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第 2 条別表 3 1 の 2 の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	代替施設の設置又は補償の命令
処分権者	市長
根拠規定	公有水面埋立法第10条
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表3 1の2の項

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	過怠金の徴収
処分権者	市長
根拠規定	漁港漁場整備法第39条の5第2項
基準規定	漁港漁場整備法第39条の5第2項
処分基準	漁港漁場整備法第39条の5第2項 （土砂採取料及び占用料） 第39条の5 2 漁港管理者は、偽りその他不正の行為により前項の土砂採取料又は占用料の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収することができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	漁港区域内の水域及び公共空地における土砂採取料、占用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	漁港漁場整備法第39条の5第1項
基準規定	周南市漁港管理条例第14条;別表第3
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	延滞金の徴収（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第35条第2項
基準規定	海岸法施行規則第9条
処分基準	海岸法施行規則第9条 （延滞金） 第9条 法第35条第2項に規定する延滞金は、同条第1項に規定する負担金等の額につき年10.75パーセントの割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した額とする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	受益者への工事費用負担命令（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第33条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	附帯工事原因者への費用負担命令（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第32条第3項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	工事原因者への費用負担命令（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第31条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	海岸保全施設の改良、補修命令等
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第21条第2項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	海岸保全施設の改良、補修命令等
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第21条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	工事原因者への工事施行命令（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第16条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	補償費用の原因者への負担命令（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第12条の2第4項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	占用許可の取消し、行為中止命令等（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第12条第2項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	占用許可の取消し、行為中止命令等（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第12条第1項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	占用料、土砂採取料の徴収（海岸保全区域）
処分権者	市長
根拠規定	海岸法第11条
基準規定	周南市海岸保全区域内における工事等の規制に関する条例第4条；別表
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	水産振興課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市フィッシャリーナ条例第5条
基準規定	周南市フィッシャリーナ条例第5条;別表
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第 1 3 条第 2 項第 4 号